

ご加入対象の範囲について

この保険は特定非営利活動法人T O S Sを保険契約者とし、T O S S会員を記名被保険者とする団体契約です。このため、この保険にご加入いただける対象者（申込人）はT O S S会員に限ります。

※T O S S会員とは特定非営利活動法人T O S Sの会員（正会員、賛助会員）をいいます。

※記名被保険者となることのできるT O S S会員は以下のとおりです。

- ・ 学校教育法第7条に規定する校長、および教員
- ・ 課外活動を指導する教育関係の職員であって、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校および特別支援学校に勤務する者。雇用契約によらず対価を收受して継続的に課外活動を指導する者を含みます。
- ・ 学校事務職員
- ・ 特別支援教育支援員

ご加入のお手続

《新規ご加入の場合》

- ① 所定の申込方法に従い、払込取扱票に住所・氏名・お電話番号・メールアドレスの必要事項をご記入の上、『T O S S教職員賠償責任保険料払込口』までお振込みください。
- ② 保険料は8月26日までにお支払いいただきます。
- ③ 【自動継続】翌年度以降は、ご加入者からの特段のお申し出、または引受保険会社からのご案内のない限り、同じ補償内容で継続されます。（※別途保険料のお支払いは必要になります。）
- ④ 翌年度から、上記【自動継続】に関わる保険料の払込方法が銀行等の届出口座からの引き落としに変更となります。
所定の『預金口座振替依頼書』に銀行名・支店名・口座番号・口座名義人等の必要事項をご記入いただき、金融機関お届け印を押印の上、取扱代理店までご送付ください。

＜ご注意ください＞

- 今年度の保険料の払込方法は、払込取扱票でその全額を払い込む一時払となります。
- 翌年度の保険料の払込方法は、届出口座からその全額を引き落とす一時払に変更となります。

《ご継続される場合》

上記③【自動継続】に記載のとおりです。

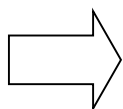
- ① 事前にご提出いただきました『預金口座振替依頼書』記載の届出口座より、引き落としをさせていただきます。（※手数料のご負担は不要になります。）
- ② 保険料の引き落とし日は2019年8月6日（火）になります。

＜ご注意ください＞

- 保険料の引き落としができなかった場合は、今年度は2019年8月26日までに所定の払込取扱票でのお支払いが必要となります。（※振込手数料は別途ご負担いただく必要があります。）

詳細は取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

年間保険料



6,380円

（被保険者数による割引20%適用）

※支払限度額・免責金額については、5ページをご参照ください。

《新規ご加入者の今年度の保険料のお支払い先》

金融機関 ゆうちょ銀行
口座名義 T O S S教職員賠償責任保険料払込口
口座番号 00170-8-433265

※振込手数料は別途ご負担いただく必要があります。